## 令和7年度「年末の交通事故防止運動」三木市実施要綱

- 1 目 的 この運動は、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付ける とともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取 組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ること を目的とする。
- 2 運動期間 令和7年12月1日(月)~12月10日(水)までの10日間 (運動初日の12月1日は「交通安全意識を高める日」、 12月2日を「自転車安全利用の日」とする。)
- **3 スローガン** 交通ルール わたしが守る 三木のまち
- 4 **推進テーマ** みんなでつくる 通学路の交通安全 思いやる 気持ちで守る 高齢者
- 5 主 唱 三木市交通対策委員会
- 6 運動重点
  - (1) 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と反射材 用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
  - (2) 飲酒運転等の根絶と夕暮れ時・夜間の早めのライト点灯 やハイビームの活用の促進
  - (3) 自転車等の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメット 着用の促進
- 7 運動重点に関する主な推進項目
- (1)子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と反射材用品や明るい目立つ 色の衣服等の着用促進
  - ◆ 「横断歩道合図(アイズ)運動プラス」の周知と実践
  - ◆ 横断歩道の通行、信号遵守等基本的な交通ルールや歩きスマホの危険 性に関する広報啓発の推進
  - ◆ 「横断歩道 歩行者優先宣言」の賛同促進と実践
  - ◆ 幼児・児童の身体的特徴や行動特性等、高齢者の加齢に伴う身体機能の変化等を踏まえて、対象に応じた適切な交通行動を促す交通安全教育等の推進
  - ◆ 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等に

おける見守り活動等の推進

- ◆ 反射材用品等の視覚効果や使用方法等の周知と着用促進
- ◆ 子どもの移動経路安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- ◆ 生活道路の交通安全対策の推進
- (2) 飲酒運転等の根絶と夕暮れ時・夜間の早めのライト点灯やハイビームの活用 の促進
  - ◆ 飲酒運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進
  - ◆ 飲酒運転を許さない社会環境を醸成するため、飲酒運転追放「三ない 運動」の徹底やハンドルキーパー運動の促進
  - ◆ 「飲酒運転追放宣言」の賛同促進と実践
  - ◆ 車両を使用する事業所等におけるアルコールチェックの実施と指導教育の徹底
  - ◆ 夕暮れ時における早めのライト点灯と夜間、対向車や先行車がいない 状況におけるハイビームの活用の推進

点灯推奨時間 私

秋季・冬季(9月~2月) 午後4時

- ◆ 高齢運転者自身が加齢等の影響による運転能力の低下に気付く機会を提供する交通安全教育及び広報啓発の推進
- ◆ 全座席でのシートベルト着用とチャイルドシートの適正使用の徹 底
- ◆ 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの 着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- ◆ ペダル付き電動バイクの正しい交通ルールについての広報啓発の 推進
- (3) 自転車等の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメット着用の促進
  - ◆ 自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用(令和8年4 月1日施行予定)を踏まえた自転車利用時の交通ルールの理解・ 遵守の徹底と新たな交通ルールの周知
  - ◆ 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と着用の徹底に向けた広報啓発の推進
  - ◆ 「自転車安全利用五則」を活用した交通安全教育の推進
    - ① 車道が原則、左側を通行歩道は例外、歩行者を優先
    - ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
    - ③ 夜間はライトを点灯
    - ④ 飲酒運転は禁止
    - ⑤ ヘルメットを着用
  - ◆ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

- ◆ 自転車損害賠償保険加入義務の周知と加入促進
- ◆ 特定小型原動機付自転車等の安全利用に向けたヘルメット着用の促進 と交通ルール遵守の徹底

## 8 推進要領

三木市交通対策委員会を始めとする関係機関・団体は相互の連携を密にし、それぞれの機関・団体の特性に応じた具体的な実施計画を策定し、本運動を効果的に展開する。

## 9 推進(協働)機関・団体

《推進機関・団体》〈順不同〉

木 三 木 市 教育 委員 会 三 木 市 議 会 =市 消 木 防 署 兵庫県加東土木事務所 《協働機関・団体》〈順不同〉

 市
 三
 木
 警察
 署

 会
 三
 木
 交
 通
 安
 全
 協
 会

 会
 三
 木
 自
 動
 車
 協
 会

 署
 三
 大
 地域交通安全活動推進委員協議会

三 木 市 区 長 協 議 会 三木市老人クラブ連合会 三木市小・特別支援学校校長会 三 木 市 中 学 校 校 長 会 三 木 市 連 合 P Τ Α 兵 庫 県 立 三 木 髙 等 学 校 兵庫県立三木東高等学校 兵庫県立吉川高等 学校 兵庫県立三木北高等学校 西 国 際 大 三木ロータリークラブ 三木みどりロータリークラブ 三木東ライオンズクラブ 兵庫県トラック協会東播支部 株式会社吉川交通 生活協同組合コープこうべ共同購入センター三木 ファイブスタータクシー㈱小野・加東・三木営業所

イオン三 木 店 三木 商工会 所 吉 川町 商 工 会 三 木 青 年 会 所 三木市商店街連合会 三木市社会福祉協議会 三木 市 医 師 会 三 木 市 消 防 団 三木市子ども会連絡協議会 学 兵庫県自動車整備振興会三木支部 三木安全運転管理者責任者部会 三木ライオンズクラブ 三木中央ライオンズクラブ 神姫バス㈱三木営業所 トールエクスプレス㈱三木小野支店 三協交通有限会社